

## 原告意見陳述書(落下物関連)

2021年5月12日

原告 丸山和子

丸山和子と申します。品川区に住んで37年になります。

人生の終盤に、高度約450mで、住いの上を飛行機が飛ぶことになるとは思ってもみないことでした。断続的に繰り返される騒音を聞き続けていると、不快さを通り越し、怒りと悲しみが込み上げてくるのです。

2016年2月、新航路のことを知って以降、都心の上を飛行機が飛ぶことの影響について知ろうと、航空関連の情報をネットで集めてファイル、国交省ヒアリングや説明会にも参加し「何とかやめてほしい」と航空局の職員に訴えもしてきました。

私が新航路で一番危惧することは、航空機からの落下物被害です。

航空部品の落下もありますが、氷点下の高度を飛んでくる長距離国際便で多く発生するといわれる氷塊落下が気になります。被害にあった場合、航空機由来の氷塊かどうか水の成分を調べるので、氷を保存するようにと国交省から説明がありました。氷の直撃を受けた時にそんなことしてられません。

国交省が認定しなければ、補償を受けるには被害者側に挙証責任が求められるといえます。私は、落下物の被害者にはなりたくないですから、舗道の真上を飛行機が通過していく時には、上空を見上げ、白いお腹を睨んで行き過ぎるのを待つようになっています。

そして、エンジントラブルによる落下物事案です。エンジンブレードの金属疲労や、バードストライクによって破断し、粉々になったブレードや大きなエンジンカバー等が落下するものです。その様なトラブルは離陸直後に発生することが多いです。例えば、2017年9月、離陸直後のJAL機のエンジンが火を噴き、羽田空港に引き返しとなった事故では破断したブレードが大量に滑走路にばら撒かれました。ただ、これらは落下物とカウントされてはいない筈です。国交省の落下物の定義は【空港内で発見されたものを除く】となっているからです。(※1)

同月 23 日、関空を離陸した KLM オランダ航空機から重さ 4.3kg の胴体パネルが落下、大阪市内を走行中の車にあたる被害が出ました。(※2)

2018 年 5 月、熊本空港を離陸した JAL 機の左エンジンのブレードが連鎖的に破壊され、空港周辺 10 ヶ所で落下した金属片は、計 73 kg と運輸安全委員会は報告書を公表しています。

国は「落下物対策総合パッケージ」を策定しましたが、その後も落下物事案は止まってはいません。

2019 年 12 月には、米国ボストン空港への着陸機が、滑走路手前 7.4 km の民家の庭に巨大な脱出スライドを落下させました。7.4 km は羽田から私の家までの距離と同じです。これを落としたのは羽田空港に就航しているデルタ航空機です。(※3)

2020 年 12 月、那覇空港を離陸した JAL 機のエンジンブレードが破断し、緊急着陸。この時吹き飛ばされたエンジンカウルの一部が、翌年 3 月、沖縄県の多良間島の海岸に漂着して見つかりました。重さは 14kg でした。(※4)

つい最近の 2 月、米国デンバーで、離陸直後、ユナイテッド機のエンジンブレードが損傷し、緊急着陸するまでの間に多数の部品を住宅街に落下させながら飛行した事故がありました。「破損したエンジンカウルやブレードが雨の様に降りそそいだ」と報道され、住宅の屋根に穴があき、巨大なエンジンカバーが玄関前に落下した画像にショックを受けました。(※5)

同じ日にもう一件、オランダでも同様の事故が発生し、街中に駐車中の車の屋根にエンジンブレードが垂直に突き刺さった写真が衝撃的です。(※6)

度重なる落下物事故を受け、豊島、港、板橋、品川、渋谷の各区長から国交大臣に対し「機能強化に係る安全対策等の要請」を発していただきました。国はこの要請にどう答えるのでしょうか。

国は、羽田新航路運用の理由を、オリンピック需要に応えるため、成田国際空港の同時時間帯に空き枠が無いこと、インバウンド需要による経済効果のため等と説明してきました。しかし、コロナ禍によりこれらの根拠が失われた状況の変化にも拘わらず、

依然として新航路運用が続けられていることへの納得できない思いでいっぱいです。今は、敵のように疎ましいばかりの航空会社や飛行機ですが、新航路なんてことさえなければ、この様な思いにはならなかったのです。

運用開始から1年を過ぎて、慣れるどころかストレスが増すばかりで、家庭内でも笑いが消えていると感じます。長年にわたって運用されてきた「海から入り海に出る」の100%運用に、1日も早く戻して不安を解消して欲しいと願うばかりです。

穏やかな日常を取り戻せますよう、裁判官の皆様には助けていただきたいのです。

あるべき姿にお導きくださることだけを心から願っております。

以上



(※1)



(※2)



(※3)



(※4)



(※5-1)



(※5-2)



(※5-3)



(※5-4)



(※5-5)



(※5-6)



(※6)